

2012

Jan, Vol. 145

News Letter

— 目次 —

Plaza-i 固定資産 IFRS 対応スケジュール

(7秒) の高速バックアップ

スタンドアロンのバックアップのススメ

Plaza-i BAS ビジネス分析のご紹介

更正の請求の改正について

平成 24 年度税制改正大綱

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株式会社ビジネス・アソシエーツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

Plaza-i固定資産IFRS対応スケジュール

2013 年末までに対応いたします

弊社では従来、古くは減損会計、リース会計基準、最近では資産除去債務と、企業会計基準委員会（ASBJ）が基準を公表する都度、Plaza-i 固定資産モジュールにオプション機能を追加し、これら新会計基準に対応してきました。

IFRS 対応とは言っても、日本の会計制度が IFRS コンバージェンス、さらには、アドプションに向けて走ってきたため、ASBJ が発表する基準にタイムリーに対応することが、お客様の利益になると考えてきたためです。

ところがご存じのように、日本でも震災後、金融相の発言により、実質的に強制適用時期が 2017 年以降に延期され、米国でも今年 11 月末に予定されていた IFRS 対応予定発表が延期されました。

従来、Plaza-i 一般会計は本支店コードを追加し、ベースとなる会計基準との差を、その本支店に仕訳入力することにより複数会計基準に対応してきました。また、勘定科目は自由に設定でき、財務諸表フォーマットも複数登録可能で、会社・本支店グループにより出力会計単位を常に指定可能ですので、仕訳入力の必要はあるものの、このようにして Plaza-i は IFRS に対応してきました。

ただし、固定資産については、下記に述べるようにいくつか解決すべき重要な問題点があり、ASBJ の基準を待っている、IFRS に対応できないため、今般、2 年というスケジュールを区切り、IFRS 対応作業を開始することに決定致しました。

主なIFRS対応ポイント

① IFRS 用データの区分保持：IFRS 用データを通常の固定資産データと区分して保存します。いわゆる、一つの固定資産に対し、異なる取得価額も含め、複数の帳簿を持つ機能です。

② 取得原価の構成要素：直接起因する借入費用、不動産取得税等を資産の取得原価の一部として資産化できるようにします。

③ 減価償却の単位（コンポーネント・アプローチ）：構成部分ごとに個別に減価償却を行う機能です。基本的には既に対応済ですが、分

離管理した資産を集計表示する機能など、機能追加すべき点を見直し追加開発します。

④ 償却方法、耐用年数及び残存価額の見直し：フレッシュスタート的な償却について、見直しを行い、追加開発します。

⑤ 資産除去債務 割引率の見直し：これは日本基準では求められていないため現在未対応ですが、対応方針を検討し、追加開発します。

⑥ 資産の減損の戻し入れ：⑤と同様、日本基準では求められていないため現在未対応ですが、追加開発により対応します。

⑦ 売却目的等の保有目的：保有目的を売却目的等に変更した場合、減価償却停止及び公正価値評価等が必要となります。現在でも償却停止処理は可能ですが、IFRS 対応のため履歴保存を可能とするなどの追加開発を行う予定です。

リース：既に日本基準には対応済ですが、リースについては、IFRS 自体が改訂中のため、その動向を見て、対応を検討致します（従って改定時期並びに改定内容によっては、2 年では対応できない可能性があります）。

なお、再評価モデルについては、使用する可能性が低いと見做すため対応しない予定です。また遡及修正についても、発生の頻度が低いと見做すため、個別運用対応とさせていただく予定です（別途ご相談に基づき、別データベースを用意するなどの作業を有償提案させていただきます）。

上記の IFRS 機能は、使用するオプション（グループ）に対し、オプション価格とそれに対応するサポート料を支払うことにより、サポート契約対象ユーザ様に提供させていただく予定です。

つまり、IFRS 用複数帳簿オプション、その他オプション等にグループ化し、完成の都度、従来の減損、リース、資産除去債務のように、ご入り用の方はオプション価格の支払が必要とはなりますが、通常のバージョンアップにて機能提供させていただきます（別バージョンを購入しなければならないということはありません）。

(7秒)の高速バックアップ

いつの時代も問題となるテーマの一つに、DISK データの肥大化と、そのデータバックアップの手段選択があります。DAT をはじめとする 2 次バックアップ装置の高速化や、大容量化、

データ圧縮など、様々な技術変化に加え、費用対効果も重要な選択要素です。

過去、各時代の中で最も利用者にとって合理的な方法が検討選択されて来ました。すでに物理的な部分の技術進歩は、ある程度限界に近づいて来たと思えます。今後は、論理的な部分の工夫や、その処理速度が重要なキーになって来たといえます。初期の段階においては、無駄なデータのバックアップ（重複ファイル）を排除する意味から、計画的フルバックアップと、差分バックアップあるいは増分バックアップを併用する事で、必要メディア数の削減と同時に処理時間を減らす努力がなされてきました。

最近の仮想計算機上のスナップショット機能やゲスト OS の高速複製機能などを見ると、システム全体の BCP（business continuity plan）事業継続計画 / ビジネスコンティニュイティ・プラン、を考える上で、有効と思われる手法も出てきています。従来はハードウェアによる、HA【High Availability】（高可用性）などの本格的システムを選択するケースもありましたが、ある程度ローコストで、高速リカバリーが可能なシステムも魅力のあるものになってきました。

WindowsServer2003 時代に実現された、VSS（Volume Shadow Copy Service）もありましたが、Volume や Folder や File 単位でのリカバリーは出来ても、基幹システム全体のリカバリーを行うには、信頼性と使い勝手の問題が残っていたと考えます。

現在、仮想化が進み、ゲスト OS、仮想システム全体を大きなデータの集合として管理可能な状況になっています。その事で環境はかなり変わって来たといえます。通常、物理的データの複製は、DAT で 10MB/秒、DISK 上の直接コピーで 30MB/秒程かかります。OS を含むシステム全体では、60GB 程のサイズで 1 時間程かかるのではないのでしょうか。一方、最新の VM 環境で実行可能な『高速コピー』は非常に早いです。瞬時という表現の方が適切であるかもしれません。

例えば、Citrix 社 Xenserver 環境の場合は、特に高速で、60GB 程度の（ゲスト OS）DISK の複製は 7 秒程で終わります。実はもっと大容量の場合でも同様で瞬時にコピーが終わった様に見えます。

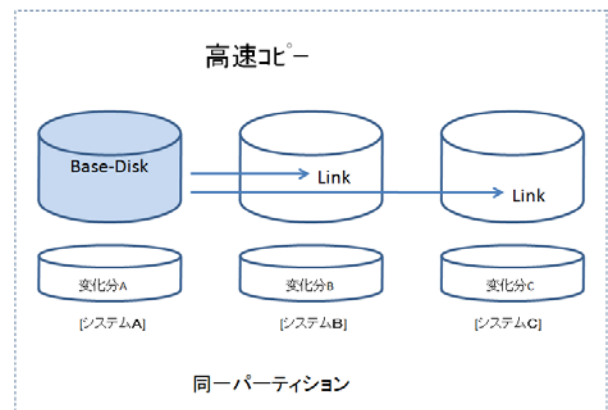
勿論、物理的コピーが 7 秒で取れている訳では有りませんが、OS の基本機能すべてを維持

しつつ、ゲスト OS の完全な複製が瞬時に作成される仕組みがあります。また、その複製 OS が即座に起動可能なのは驚くべき事です。

弊社でテストをしてみました。元の VM ゲストを[システムA]とし、それを元に[システムB]、[システムC]、の 2 つのクローンシステムを作成。その直後、元の[システムA]環境を DISK も含め、完全に削除。

それでも残った 2 つのコピー、[システムB]、[システムC]、はそれぞれ別個に構成変更可能、起動可能です。

（注：当然ホスト名、IP が同じですので、【同時に】これらのシステムを起動するには少し修正が必要となりますが、これはコピーツールの問題とは異なる部分です）



テストに使ったのは Citrix Xenserver 環境ですが、原理的には一般のスナップショットと同様な仕組みです。Xenserver では高速コピー作成時に元の仮想 DISK イメージを確保し、新たに生じるデータ更新（差分）を記録するための新 DISK を“空”で作成、利用者にはその仮想 DISK が見えないため、新ゲスト VM（OS）がほぼ瞬時に作成された様に見えます。

元データ部分は読み取り専用の様な形で、2 台以上の複数システムから共有利用され、利用者がいる限り、原本は削除されません。またその部分は、データの更新がかからない状況で保持されているので、信頼性は高いと言えます。

*Windows OS に関わらず、同じパーティションにあるファイルの場合、【コピー】ではそれなりの時間がかかりますが、他フォルダーへの【移動】は、ファイルサイズに関係なく、ほぼ瞬時に行われる事を考えると基本的な仕組みは理解頂けると思います。

Citrix Xenserver も、高速コピーオプションを利用する場合のストレージリポジトリーは、**単一パーティションの物が必要です。**

スナップショットの場合は、一般に OS 稼働中でも作成可能ですが、リアルタイムアプリケーション（例：データベースシステム等）の場合、メモリー上に保存されている遅延書き込み情報の扱いや、長時間ファイルオープン状態で稼働している DB ファイルの整合性などの問題をうまく解決するには工夫も必要です。

WindowsServerのVSSの場合は、[休止スナップ・ショット]機能で、アプリケーションを一時停止させるような仕組みを用い、Xenserver 高速コピーでは、停止したシステムを複製対象とし、以上の様な複雑な問題を回避しています。

スナップショットが、単一システムの中である時点の状態に戻す機能であるのに比べ、『高速コピー』は短時間で、完全に独立した、別システムを複数作成する事が可能なため、システムの管理運営を楽に出来ると考えます。

データバックアップ

データベースサイズに関係なく『7 秒程』で、システム全体の複製が取れる訳ですので、時間を掛けデータのバックアップを作成する事や、リストアすることは、論理バックアップの観点からは、あまり意味が無い感じも致します。

最悪 1 日前の状態に戻せれば十分な場合、夜間に高速コピー『7 秒程』で複製を取っておき、障害発生時は、コピー側システムの起動で瞬時に前日状態に戻せます。Dump ファイルから DB を再構築する様な作業は不要となります。

システム構成変更作業の前に

従来は、作業前に重要なファイルのバックアップを取る事が必須で、しかも時間もかかりましたが、準備作業も瞬時に終わる事になります。

作業結果によっては、迅速なりカバリー対応が必要な、頻繁に構成変更が行われる様なシステムに対しては、非常に有効な手段です。

信頼性と問題点

この高速コピーは、ベースとなる DISK イメージを確保し、その後のデータ更新分を全く別の論理 DISK に書いている事です。実サーバ HW 側で十分な冗長化が取られていれば、読み出し

専用 DISK の内容が壊れる確率は、低いと考えても良いのではないのでしょうか。少なくとも、論理的な矛盾によるシステム破壊は防げます。定期的に物理的な『完全コピー』を他の物理ストレージに取る等の方法を併用すれば、より高い安全性を低価格で、確保できるのではないのでしょうか。

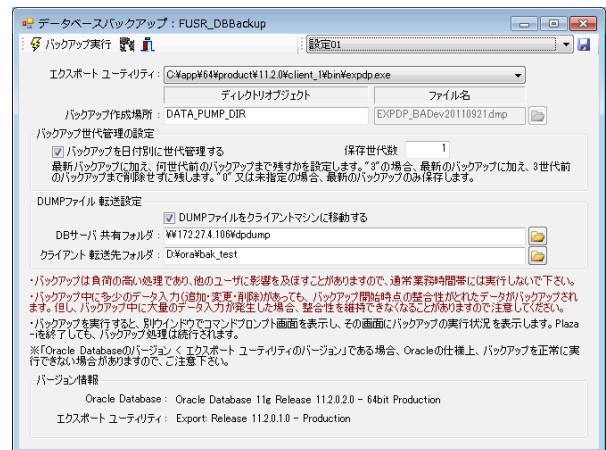
スタンドアロンのバックアップのススメ

Plaza-i システムの運用において日々蓄積される基幹業務データは、会社の重要な情報資産です。

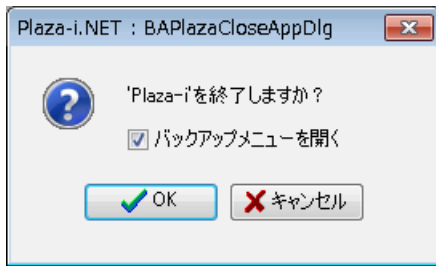
Plaza-i サーバ(Oracle データベースサーバ)側で自動的にバックアップ処理を行っている場合であれば、通常、個別にバックアップを実行する必要はありませんが、スタンドアロンでご利用の場合は、利用者による、外部媒体へのバックアップが欠かせません。

御社ではスタンドアロンでご利用でしょうか？そして「重要なことは知っているが、バックアップ作業は面倒だ」、「安全な保存先にどのように保管すればよいか分からない」といった状態でバックアップが取れていない…ということは無いのでしょうか？

Plaza-i のバックアップは、データベースバックアップ画面で、日付別の世代管理、保存先の設定を行えます。また、その設定を記憶しておけますので、例えば、最新に加えて 2 世代残すものとし、外部媒体は USB を 2 つ用意して、月水金は USB1 に、火木土は USB2 を保存先とする、というように一度方針を決めておけば、バックアップの実行が容易に行えます。



V2.00.36 では、Plaza-i 終了時に、データベースバックアップ画面を開く機能が追加されました。



これにより、スタンドアロンの利用者は日常業務の終わりに、バックアップを確実に行うことができるようになるでしょう。

ハードウェアは消耗していつか故障するもの、また、地震や火災などの災害の備えも必要です。本機能を活用して、大切な情報資産を守りましょう！

Plaza-i BASビジネス分析のご紹介

前回、2011年11月に Plaza-i 新モジュールのご紹介をさせていただきましたが、リリース予定としてご紹介させていただきました「BASビジネス分析システム」を今月、リリースいたします。

BAS の特徴、機能のご紹介と今後、段階的に追加していく予定の機能をご紹介させていただきます。

BASビジネス分析システムとは

BAS は BI ツールと呼ばれるデータ活用のためのシステムの一つで、データ活用を実現するためのプラットフォームです。

データ活用において最も大切なことはそれによってよりよい意思決定に、行動に、結果につながることでありますが、その過程でシステムが担う機能を大きく分けると①データの蓄積、②データの統合、③分析、④レポートとなります。

BI ツールの 4 つの機能と BAS の役割、他システムとの連携をご紹介します。

①データの蓄積

データ活用の元で ERP 等が担う日々登録される会計や販売等のデータです。

当然のことですが、データソースがなければ

データ活用もできません。

BI ツールでは前提条件としてあまり説明がされていない場合もありますが、データ活用がうまくいくかどうかを左右する非常に重要な機能です。

BAS では Plaza-i の他モジュール、GLS 一般会計システム、SOE 販売管理システム等が担います。

②データの統合

BAS は ERP である Plaza-i の 1 モジュールであるため①で蓄積したデータだけでも会計や販売等の基本的なデータはそろいますが、BI ツール専門のシステムでは必ず他のシステムから活用元のデータを取得する必要があるためシステム利用前にシステム間の連携を構築する必要があります。

また ERP であっても全ての情報を管理していない場合にはデータの統合が必要になります。

例えば営業支援システムやコールセンター業務は ERP とは別のシステムで管理している場合、システム以外にも統計データを他から取得する場合やシミュレーションとして今回限りのデータを利用するような場合が該当します。

BAS では今回のリリースは Plaza-i のデータのみの対応となりますが、今後のリリースで Plaza-i 以外のデータとの統合も可能にしていきます。(2012年夏リリースを目指しています。)

③分析④レポート

データの分析には様々な分析手法があり、将来の予測まで行うという BI ツールも増えてきています。

レポート機能では世界地図にグラフを組み合わせる等の機能をもつ BI ツールもあります。

BAS では Plaza-i を中心に弊社の得意分野であるデータの管理をきちんと行うということに焦点をあてています。

すなわち、BAS 単体で複雑な分析やグラフィカルなレポートを簡単にできるような機能は現状、予定していません。

BAS ではエクセルに活用しやすい形でデータを出力し、エクセルのピボットテーブル等を利用してデータ分析を行うことを想定していません。

BAS では事前にピボットテーブルやグラフを定義したエクセルに同じく事前に定義したデータを出力することでエクセルにそれほど詳しくない方でもクロス集計等の分析やグラフ等による可視化を簡単に実現することができます。

もちろんエクセルに詳しい方は出力後のデータとエクセルの機能を利用して非定形の分析を行うこともできます。

またエクセルに限らず、他の分析やレポートの表現に強い BI ツールへデータ出力する機能、そのデータソースを管理する機能を充実していく予定です。

おわりに

このように、BAS ではデータの切り出しに重点を置き、プレゼンテーションは使い慣れたエクセルでというアプローチをとっています。

弊社ではどうすれば Plaza-i ユーザの方により効果的な方法でデータ活用のご提供できるかを考え、このようなシステムとさせていただきます。

Plaza-i BAS ビジネス分析にご興味を持たれた方、データ活用をご検討の方、ぜひ弊社担当または弊社営業 03-5715-3315 内線 81 (info@ba-net.co.jp) までご連絡ください。

更正の請求の改正について

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が平成 23 年 12 月 2 日に公布・施行されたことに伴い、「更正の請求」に関する改正が行われました。今回はその具体的内容について説明いたします。

1. 更正の請求期間の延長

更正の請求とは、納税者がいったん申告した税額が過大、あるいは還付金相当税額が過少であることを法定申告期限後に気付いた場合に、納税者自ら税務署長に対しその誤りの訂正を求められることができる制度をいいます。

従前、更正の請求のできる期間は法定申告期限から 1 年間とされていましたが、今回の改正によって**原則 5 年間に延長**されました。

なお、更正の請求期間の延長は平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来するものから適用されます。

(例 1) 平成 23 年 10 月決算法人の場合

①法定申告期限 平成 24 年 1 月 4 日

②更正の請求期間

平成 24 年 1 月 5 日～平成 29 年 1 月 4 日

(例 2) 平成 23 年分所得税確定申告の場合

①法定申告期限 平成 24 年 3 月 15 日

②更正の請求期間

平成 24 年 3 月 16 日～平成 29 年 3 月 15 日

(注 1) 更正の請求期間が 5 年よりさらに延長されたものがあり、一覧にまとめると以下の通りとなります。

所得税、法人税、消費税、相続税	5 年間
贈与税、移転価格税制に係る法人税	6 年間
純損失等の金額に係る法人税	9 年間

(注 2) 更正の請求期間の延長に併せて、税務署長が増額更正(※)を行うことができる期間について、所得税・消費税など、改正前に 3 年とされていたものが 5 年に延長されました。

(※)増額更正とは、申告内容に計算誤りがあることが税務調査等によって判明したときに、税務署が税額を増加させる処分をいいます。

(注 3) 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来するものについては、更正の請求期間は従前通り 1 年となるわけですが、これについて国税庁は更正の請求期間を過ぎた課税期間についても、増額更正ができる期間内に納税者から「更正の申出書」の提出があれば対応すると公表しています。

<更正の申出書の提出期間>

所得税、消費税、相続税	法定申告期限から 3 年以内
法人税 (通常)	法定申告期限から 5 年以内
贈与税	法定申告期限から 6 年以内

2. 更正の請求範囲の拡大

(1) 当初申告要件の廃止

申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」がある措置のうち一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けることができることになりました。

(2) 控除額制限の見直し

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について更正の請求により、適正に計算された正当額まで増額することができることになりました。

上記改正の適用時期は次の通りとなります。

所得税	平成 23 年 12 月 2 日の属する年分以後のもの
法人税	平成 23 年 12 月 2 日以後に確定申告書等の提出期限が到来するもの
相続・贈与税	平成 23 年 12 月 2 日以後に申告書の提出期限が到来するもの

3. その他改正項目

今回の改正により更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が義務化されました。

また、内容虚偽の記載をして更正の請求書を提出した者については 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられることになりました。

上記改正は、平成 24 年 2 月 2 日以後に行う更正の請求から適用されます。

平成 24 年度税制改正大綱

平成 24 年度の税制改正大綱が平成 23 年 12 月 10 日に発表されました。今回の税制改正のうち、法人税、所得税について特に重要な項目をご紹介します。(消費税について特に重要な改正項目はありませんでしたので省略します。)

1. 法人税

法人税については、現行制度の見直し及び延長等が主な改正項目で、新しく創設される制度は少なくなっています。

(1) 試験研究費の税額控除

試験研究費の増加額等に係る税額控除制度の適用期限が **2 年延長**されます。

(2) 交際費課税

交際費等の損金不算入制度について適用期限が **2 年延長**されるとともに、中小法人に係る交際費等の損金算入の特例も **2 年延長**されます。

(3) 中小企業税制

中小企業に適用がある以下の制度について、適用期限が **2 年延長**されます。

① 中小企業投資促進税制

特定中小企業者等が、特定機械装置等を事業供用した場合に、法人税額から一定額を控除することができる制度です。

なお、特定機械装置等の範囲の見直しも行われています。

② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等が事業供用した減価償却資産で、取得価額が 30 万円未満であるものは、全額が事業供用年度の損金の額に算入できる制度です。

2. 所得税

(1) 給与所得控除額の見直し

(概要)

① 給与所得控除額の上限設定 (※1)

給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限が設けられます。

② 特定支出控除の見直し

特定支出の範囲に以下の支出が追加されま
す。

a 職務の遂行に直接必要な弁護士、税理士
等の資格取得費

b 職務と関連のある勤務必要経費（図書費、
衣服費、交際費で 65 万円が限度）

（適用時期）

平成 25 年以後

② 減価償却制度の縮小

③ 欠損金の繰越控除の見直し

④ 貸倒引当金制度の縮小

⑤ 一般寄付金の損金算入限度額の縮小

※平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年
度から適用されます。

（2）役員退職所得の計算方法の見直し（※2）

（概要）

役員等としての勤続年数が 5 年以下である
役員等に対する役員退職手当等に係る退職所得
の計算については、退職所得控除額を控除した
残額の 2 分の 1 とする措置が廃止されます。

（適用時期）

平成 25 年以後

（3）源泉徴収関係書類の保管期間

（概要）

扶養控除等申告書等を提出期限の翌年 1 月
10 日の翌日から 7 年間保管することが法令に規
定されます。

（適用時期）

平成 25 年以後に提出すべき申告書等

※1. 2 平成 23 年度税制改正大綱で掲げ
られましたが未成立になっていた項目です。

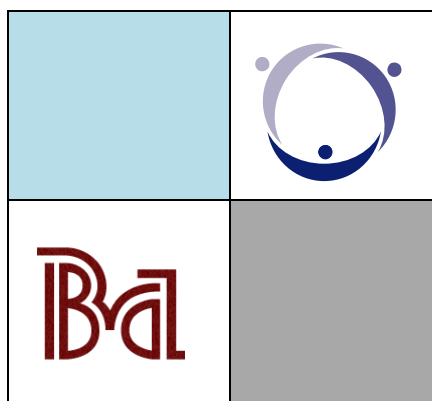
3. 平成 23 年度税制改正大綱について

昨年末発表の平成 23 年度税制改正大綱の成
立が震災で遅れていましたが、上記に先立ち、
平成 23 年 11 月 30 日に成立しました。

うち、重要項目を下記に列挙しました。詳細
は、あいわ税理士法人 HP 平成 23 年 2 月 1 日の
ニュースレターをご確認ください。

① 法人税率の引き下げ

（平成 24 年 4 月 1 日以後開始事業年度から
3 年間は復興特別法人税（法人税×10%）が上
乗せされます）



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>